障害者福祉情報

145号 2017年3月

編集・発行
社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
〒816-0804　春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ
TEL 092-584-3330　FAX 092-584-3319
http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

障害者福祉施設等における障害者虐待防止を考える

障害者に対する虐待はその尊厳を害するもので、絶対にあってはならないことです。障害者の自立と社会参加にとって、障害者虐待の防止は極めて重要です。

平成24年10月に、障害者に対する虐待の禁止・防止・早期発見・通報義務などを盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、Ⅰ）養護者による虐待、Ⅱ）障害者福祉施設従事者等による虐待、Ⅲ）使用者による虐待、に分けています。

今号では、Ⅱ）の障害者福祉施設従事者等による虐待に焦点を当て、その防止と対応、福祉施設の現場支援の質の向上について考えます。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）、②性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること）、③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）、④放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること）、⑤経済的虐待（障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること）、と定義され、刑事罰の対象になる場合があります。

しかし、障害者虐待防止法施行後も障害者福祉施設従事者等による虐待報道が続いています。これらの背景を探り、事件から得られた教訓を、これからの障害者虐待防止に生かすことが求められています。

もくじ／通巻145号

・障害者福祉施設等における障害者虐待防止を考える……1～5
・開催報告……6～7
・お知らせ……7
・ほんだな……8

障害者虐待防止法の目的は「障害者の権利・利益の擁護」

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。前頁で紹介したとおり、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つ、①養護者（障害者をお世話している家族等）による虐待、②障害者福祉施設従事者等（障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員）による虐待、③使用者（障害者を雇用する会社の雇用主等）による虐待、に分類しています。

◆通報する義務

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人（疑いに気がついた人）は、市町村に通報する義務があります。ただし、使用者による虐待の場合は、都道府県も通報先になります。

障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は、「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。虐待したと思われる職員を施設長等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

【スキーム】

虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県

①監督権限等の適切な行使

②措置等の公表

◆深刻な虐待事案

障害者虐待防止法施行後も全国で深刻な虐待事案が起きています。

事例1「入所者殴り骨折　施設は虐待を事故として処理」

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性（76）を殴り骨折させたとして、障害の疑いで介護福祉士の容疑者（29）を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待にあった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚し、同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

事例2「福祉施設で暴行死　施設長が上司に虚偽報告」

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年（19）が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が、死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も入所者に暴行した疑いも浮上した。

これらの虐待事案は他県の事例ですが、最初は小さな虐待行為から始まり、それを放置したり隠したりしてきた結果、徐々にエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待となってはじめて第三者によって行政に通報され発覚しています。深刻な虐待事案を防ぐためには、虐待の早期発見と通報、早期対応が重要です。

施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう

障害者虐待防止法では、施設・事業所の設置者等に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」を義務付けています。

具体的には、職員に対する研修の実施、利用者・家族からの苦情受付体制の整備、その他の障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。「虐待防止等のための措置」の一つの例として、「虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）」があります（委員会概念図参照）。

委員会は、施設・事業所の虐待防止の取組を組織的に進める委員会です。委員長には、管理者（施設長）等、施設・事業所の責任者が担います。

また、各部署の現場で、職員と一緒に虐待防止の取組を進める「虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等を想定）」を任命し、委員会のメンバーになります。

その他、苦情解決の第三者委員や家族会のメンバー等も委員に入ると外部の目が加わり、より効果が高まるものと思われます。

虐待防止マネジャーの役割は、委員会で決めた虐待防止の取組（虐待防止チェックリストや職員研修の実施等）を、各部署の中で職員と一緒に行い、結果を委員会にフィードバックすることです。

なお、委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体的に運営することも考えられます。

◆職員の孤立やストレスの防止を

職員が職場の中で孤立したり、過度のストレスを抱えたりすることも、虐待の一つの要因であると考えられます。

職員同士が、お互いが抱えている職場での困難や課題、問題を話し合い、支え合う、温もりのある職場づくりが支援の質の向上につながり、結果として虐待を防止する施設・事業所づくりにつながります。

虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を！

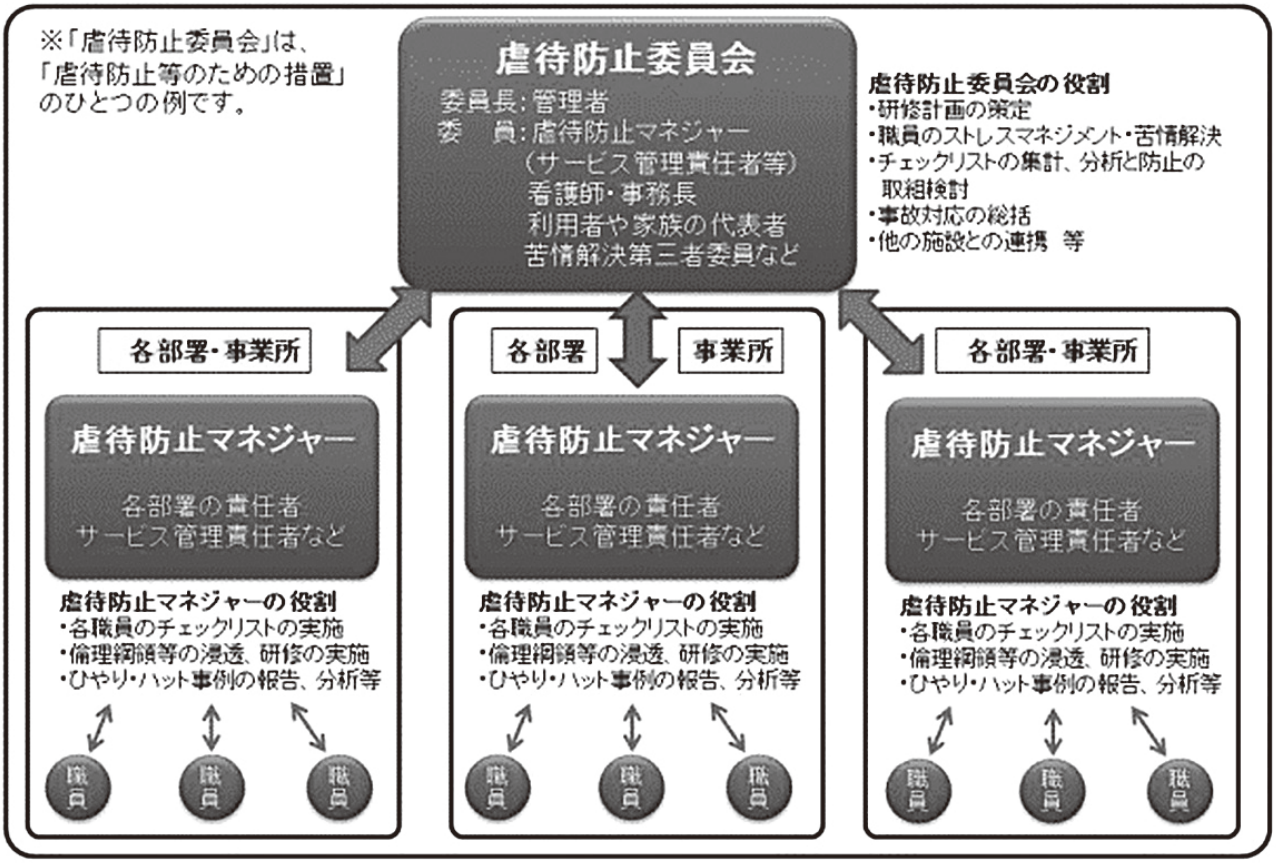

これは、虐待です。

心理的虐待

どなられる。ひどいことや悪口を言われる。「おやつ抜き」などの罰がある。など

経済的虐待

自分のお金を取られる。渡してもらえない。給料から知らないお金が引かれている。など

性的虐待

お尻や胸をさわられる。裸の写真を撮られる。無理やりキスをさせられる。など

ネグレクト

ご飯を食べさせてもらえない。手伝ってほしいのに無視される。お風呂に入らせてもらえない。など

身体的虐待

たたかれる。蹴られる。手や足をしばられる。たばこの火を押しつけられる。など

身体的虐待

とても熱いものを食べさせられる、飲まされる。部屋から出してもらえない。など

参考資料（２頁～４頁）：厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」から転載

施設における虐待防止の取組
社会福祉法人　のぞみの里

社会福祉法人のぞみの里は、障がいがあっても地域でその人らしく生きていくため、利用者の意思及び人格を尊重した専門的な支援を提供することを基本理念に、糸島市並びに福岡市において、障害者支援施設や生活介護事業所、相談支援センター等を運営しています。

今回、障がい者支援施設 志摩学園（糸島市）管理者　末原浩之氏に、障害者虐待防止に向けた取組について、お話を伺いました。

のぞみの里では、あらゆる危機管理に法人を挙げて取組んでおり、その一環として、安全対策委員会や危機管理委員会と並んで虐待防止委員会を設置しています。虐待防止委員会では、虐待防止対応規程や人権マニュアルの整備、弁護士・有識者からなる第三者委員の設置等、組織、制度の両面において、確実な虐待防止策を講じています。

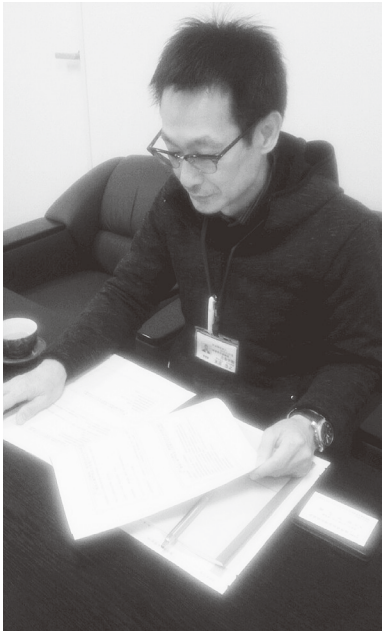

その一方で、末原氏は、自身の経験も踏まえて、「虐待の芽」が職員の心の中、あるいは職場環境の中に必ずあることにも言及されました。

その芽を摘み取るためには何がポイントか伺うと、①ガバナンス（組織統治）の質を高めること、②サービスの質を高めること、③環境・設備の質を高めること、の3つを挙げられ、「虐待の芽が出るかどうかは、この3要素に掛かっています。どれか一つでも欠けると、虐待という形で表出してしまいます。すべては管理者の考え方次第です。」と話されました。

また、福祉施設で働く職員は対人援助の専門職であると同時に、「人権擁護の専門職」であるという自覚を日々の業務の中で意識づけるよう心掛けています。

人権意識の向上は、施設職員としての感度・感覚を磨くことにも繋がるため、虐待防止のみならず、支援の質の向上にも欠かせないものだと考えています。

さらに、虐待の大きな要因にもなりうるストレスマネジメントに関しては、今年度、メンタルヘルス委員会を設置し、ストレスチェックやメンタルヘルス研修等を行いました。また、組織体制として、職員を基準よりも多く配置するなど一人ひとりの業務負担の軽減を図ることで、心身ともに余裕をもって利用者と接することができ、ストレスの軽減にもなっています。

障害者虐待を防止するためには、職員個人のがんばりに任せるのではなく、管理者が先頭に立って、施設が組織として取組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言える風通しのいい組織づくり、実習生やボランティア、他施設からの研修・見学の積極的な受入れや苦情解決・第三者委員による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつかない誠実な施設の運営です。『うちの施設では虐待はありえない』と楽観視せず、種があることを自覚しているからこそ、職員や利用者の小さな変化に気づくことができ、未然に防ぐことができるのではないかと感じました。

開催報告

「まごころ製品」販売会

【福岡三越】

福岡県と福岡県セルプセンターの共催で、1月11日から15日までの5日間、福岡三越で第4回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催されました。

今回の販売会では、企業やプロの職人と共同で開発・製作した商品や素材にこだわった手作りの食品、技術に磨きのかかった木工品、丁寧な仕事の縫製品等、魅力的な約千二百アイテム、約五万点が並びました。

昨年も大好評だった、職の匠集団「博多文化の会」が、障害者施設の新鮮野菜や福岡県産の食材を使った料理をチャリティー価格で提供するイベントも開催されました。

また、ゴールボール日本代表の浦田理恵さんによる障害者アスリート講演会、熊本地震復興支援として、熊本県内の「まごころ製品」販売、福岡の漫画家による似顔絵チャリティーなどが開催され、来場者は、見て、触れて、味わいながら楽しい時間を過ごされました。

【小倉駅JAM広場】

福岡三越で開催された「まごころ製品」大規模販売会の熱気もそのままに、福岡県と北九州市の共催で、2月11日に「まごころ製品」販売会が初めて小倉駅前で開催されました。

当日は、雪に見舞われ大変寒い中、県内各地から38の障害者施設が参加され、自慢の商品を販売しました。

第9回北九州市障害者芸術祭

障害のある人たちへの発表の場を提供し、多くの人に芸術活動について知ってもらうことを目的として、11月27日、第9回北九州市障害者芸術祭が開催されました。

ステージでは、歌や踊り、演劇、語りなど、障害者による個性あふれるパフォーマンスが繰り広げられました。

特別コンサートでは歌手の八神純子さんのコンサートや、アグネス・チャンさんの講演会もあり、皆さん熱心に耳を傾けていました。

第70回九州盲人福祉福岡大会

「目指そう！平等な明るい共生社会を　実現しよう！合理的配慮の行き届いた地域を」をスローガンに、九州各県・政令市の視覚障害者団体から300名余が参加された九州盲人福祉（福岡）大会が、2月26日・27日、久留米市で開催されました。

分科会では、生活・バリアフリー部会、職業対策部会、体育部会に分かれ、各県・市から提出された議題に沿って熱心に議論がなされていました。

また、災害時の避難や駅ホームからの転落事故防止に向けた具体的な対応策の要望、障害者差別解消法施行に伴う合理的配慮の要請などを盛り込んだ大会宣言・決議が採択され、有意義な大会となりました。

肢体不自由児・者の美術展

不自由な手に代えて口や足を使うなど、不自由を補う工夫をしながら創作活動に励んでおられる方々の、努力の結晶ともいうべき作品の中から選ばれた入賞作品が3月6日～12日に福岡市役所市民ロビーで、「肢体不自由児・者の美術展」として展示されました。また、デジタル写真作品の中から入賞作品を、「肢体不自由児・者のデジタル写真展」として同会場で展示されました。

お知らせ

第65回全国ろうあ者大会 in FUKUOKA

全国の聴覚障害者と聴覚障害者の福祉にかかわる人々が一堂に会し、聴覚障害者の社会的自立と社会的地位の向上及び社会福祉の増進を目指して研鑽と交流を深め、「社会参加と平等」の理念によるノーマライゼーションの社会、聴覚障害者を含む障害者全体の生活と福祉が保障される豊かな社会の建設に寄与することを目的に第65回全国ろうあ者大会が開催されます。大会では、福岡ならではのアトラクションの披露や福岡県特産物の販売などもあります。

多くの方のご来場お待ちしております。

期間　平成29年6月1日（木）～4日（日）

会場　福岡国際センター
福岡国際会議場

【福岡県からのお知らせ】

「心の電話相談」をご利用ください

同じように悩み、いろいろなことを経験した、心の病を持つ人の家族が電話相談に応じ、家族ならではの悩みを共有するとともに解決を目指します。

対象者　心の病（統合失調症、うつ病など）を持つ人の家族

相談時間　13時～16時

電話番号

・県内全域　第1・2・3水曜日、毎週木曜日
　☎ 080-3986-1980
・北九州・筑豊地区
　毎週金曜日　☎ 080-4279-2970
・福岡地区
　毎週火曜日　☎ 080-2750-0646
　第4水曜日　☎ 0940-33-2731
・筑後地区
　毎週月曜日　☎ 090-1342-7498

問い合わせ

（公社）福岡県精神障害者福祉会連合会
☎ 092-292-0560
福精連ＨＰ
http://www.fukuseiren.com/
福岡県ＨＰ
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kazokusodan.html

聴覚障害者の支援者養成講座

聴覚障害者への情報提供を支援するために必要な知識・技術が習得できる講座です。

手話通訳者養成講座

〈対象〉県内在住の18歳以上（平成29年4月1日現在）で、手話通訳者として県内での活動を希望し、以下の条件を満たす人
（通訳1）①手話奉仕員養成講座修了者、②講座の8割以上出席できる人、③日常的に手話活動をしている人、④手話検定2級以上合格者
（通訳2）上記（1）修了者
〈期間〉（通訳1）4月開講予定（約6ヶ月程度）、（通訳2）9月開講予定
〈場所〉未定
〈定員〉（通訳1）、（通訳2）ともに各40名程度
※参加無料（テキスト代別途要）、要申込（先着順）

要約筆記者養成講座

〈対象〉県内在住の18歳以上（平成29年4月1日現在）で、要約筆記者として県内での活動を希望する人
〈期間〉5月開講予定（約8ヶ月間）
〈場所〉クローバープラザ研修室（春日市原町）予定
〈定員〉40名程度
※参加無料（テキスト代は別途要）、要申込（先着順）
〈申込・問い合わせ〉福岡県障害者福祉課
☎ 092-643-3264　FAX 092-643-3304

ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

●利用時間　9:00～17:00
●休館日　月曜日（祝日の場合は翌日・第４月曜日は除く）
●貸出　図書・ビデオ・DVD　合計１０点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。（送料実費負担）
●貸出期間　２週間以内
●問い合わせ先　福祉情報センター　〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
クローバープラザ東棟２階
☎　092-584-3330　FAX　092-584-3319

「ズレてる支援！」

寺本晃久 他　著
出版：生活書院

この10年程で、障害者の地域生活支援の制度は大きく変わり、複雑化しました。生活を支えるための制度であるのに、当事者も支援者も次々に要請される制度に振り回され、合わせられていないでしょうか。それらを一つひとつ紐解き、必要な支援のあり方を考えましょう。

「発達障害のある人の就活成功バイブル」

小宮善継　著
出版：幻冬舎

障害者雇用が進みつつある中、依然として就職が厳しい発達障害者。けれども、一人ひとり異なる長所を見つけ出し、仕事内容をマッチングさせることで、諦めかけていたような人が就職できた例も多くあります。本書では、発達障害者を就職に導くノウハウを紹介します。

「高齢者、障害者のためのゲーム『スキットル＆キャロム』」

竹内啓也　著
出版：文芸社

重度障害者も他の人からの援助を受けて「選手」となり、勝利のチャンスの「平等」を得ることで一等にもビリにもなるボールゲーム。幼児から高齢者まで練習不要で、楽しく遊べるスポーツ種目を考案してきた著者が新たに開発したゲームをあなたもやってみませんか。

「車椅子インストラクターという仕事」

岡野善記・蜂須賀裕子　著
出版：はる書房

車椅子ユーザーがやりたいと思っていることを具体的に引き出し、そのために必要な情報やテクニックを提供する仕事。カウンセリング力とテクニック指導力を兼ね備えた車椅子インストラクターの草分け的存在である著者が、車椅子の可能性を追究します。付属ＤＶＤ付。